

赤穂市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第43号

赤穂市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
の一部を改正する要綱

赤穂市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成18年赤穂市訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（同法第31条の10において準用する場合を含む。）の規定による自立支援教育訓練給付金」に改める。

第2条中「（昭和39年法律第129号）」を削る。

第4条第2号中「160万円」を「200万円」に改め、同条第3号中「240万円」を「300万円」に改める。

第7条第1項中「受講修了日から起算して30日以内（」及び「当該」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を加え、同条第5項中「第101条の2の12第4項」を「第101条の2の13第4項」に改める。

第8条第1項中「をした日から」の次に「起算して」を加える。

様式第1号（裏面）及び様式第2号中「160万円」を「200万円」に改める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第4条並びに様式第1号及び様式第2号の規定は、令和8年4月1日以後に赤穂市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第3条第3号に規定する対象講座を修了する者に対して支給する自立支援教育訓練給付金について適用し、同日前に当該対象講座を修了した者に対して支給する自立支援教育訓練給付金については、なお従前の例による。